

うなっています

政事情の公表

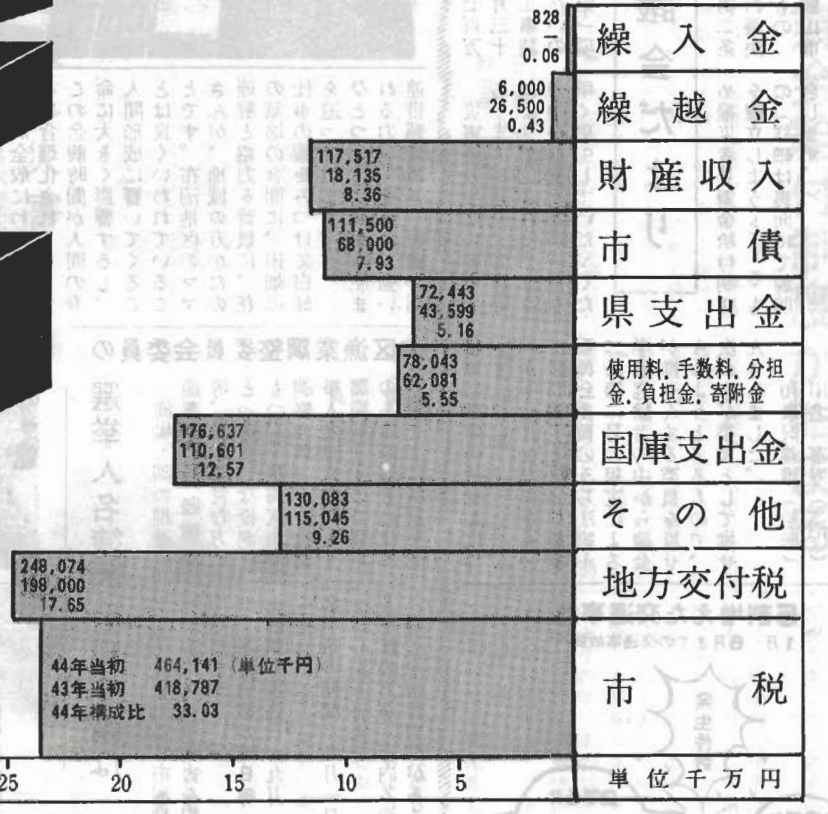
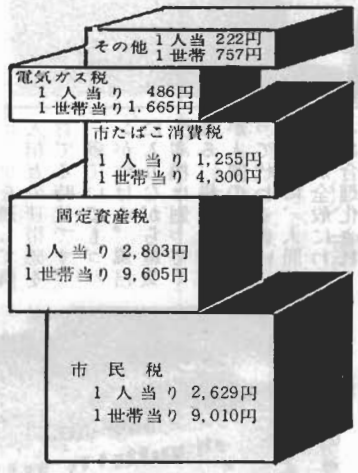
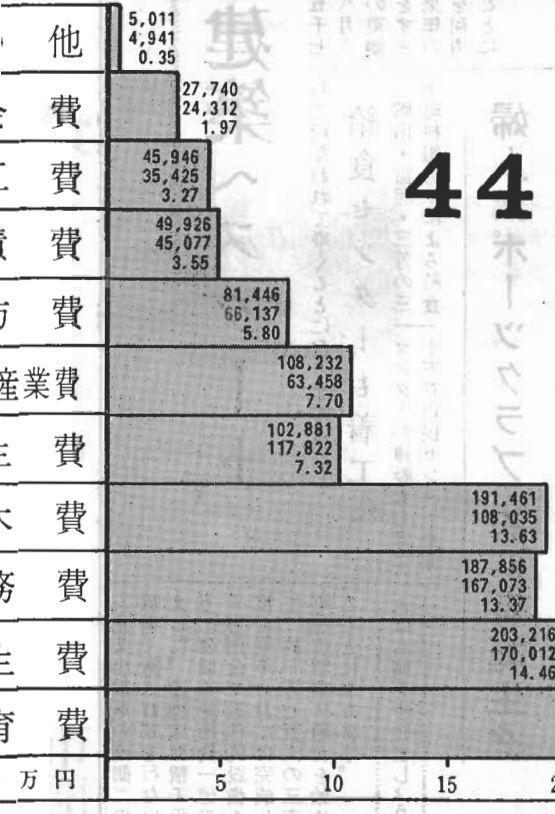
項および「館山市財政事情」の規定に基づき昭和43年12月までの館山市財政事情をこ
市長 本間 譲



昭和44年5月末現在
住民登録人口 55,892人
世帯数 16,309世帯

借入先別	金額	使途別	金額
資金運用部	262,465	一般補助事業債	27,225
簡易保険局	74,428	一般単独事業債	67,412
保険会社等	6,844	公営住宅建設事業債	20,972
共済組合恩給組合	41,092	義務教育施設整備事業債	65,595
その他	4,860	清掃事業債	42,309
利率別		厚生福祉施設整備事業債	116,721
6分3厘以下	67,940	その他	22,272
6分5厘以下	276,063	災害復旧債	5,479
7分6厘以下	45,686	枠外債	21,704

市税の負担状況
1人当り 7,393円
1世帯当り 25,337円

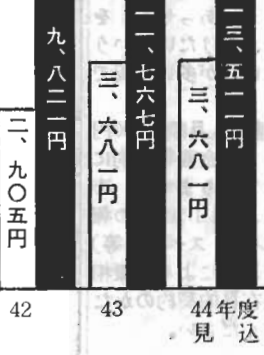
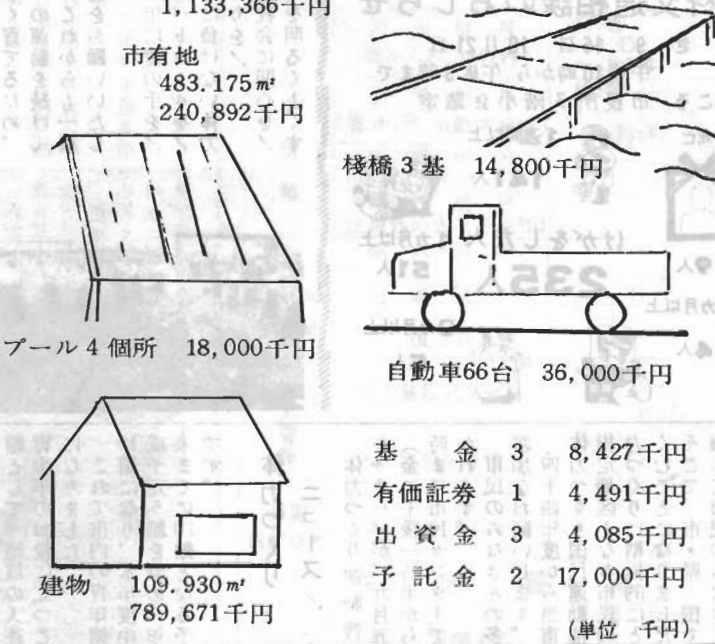


医療費と税の比較

昭和44年度予算概要

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 総務費 交通安全対策事業 市史編さん 民生費 青年館建設事業 児童遊園地建設事業 純真保育園建設事業 衛生費 三芳水道企業団負担金 簡易水道事業繰出金 農林水産業費 安房土地改良区補助金 沿岸漁業構造改善補助金 漁港修築工事負担金 小規模草地改良事業 | <ul style="list-style-type: none"> 商工費 中小企業予託融資 北条海岸ヤシ並木造成事業 観光宣伝補助金 土木費 道路橋梁整備事業 公園整備事業 公営住宅建設事業 消費費 消防施設整備事業 教育費 (館山市富浦町及び三芳村) 学校給食組合分担金 北条小学校建築事業 北条小学校土地購入 |
|---|---|

市有財産総括表



区分	収入	支出	計
国民健康保険特別会計	国民健康保険税 121,001 診療収入 22,135	国庫支出金 169,153 繰入金 3,600 繰越金 450 諸収入 3,670	その他 930 その他 23
簡易水道事業	使用料及び手数料 14,844	繰入金 3,600 繰越金 450	その他 2,639 その他 35
と畜場	事業収入 4,827	諸収入 3,670	その他 1,803
休養施設	事業収入 27,701		その他 309
ユース・ホテル	事業収入 5,357		
		保険給付費 268,600 総務費 12,443 事業費 14,990 事業費 4,870 経営費 30,266 経営費 5,457	総務費 16,766 医業費 9,027 公債費 5,993 公債費 271 公債費 2,638 その他 5,718 その他 688 その他 100 その他 171 その他 270 その他 209
			291,084 22,158 21,083 5,312 33,174 5,666

総括表

市の家計簿はこ

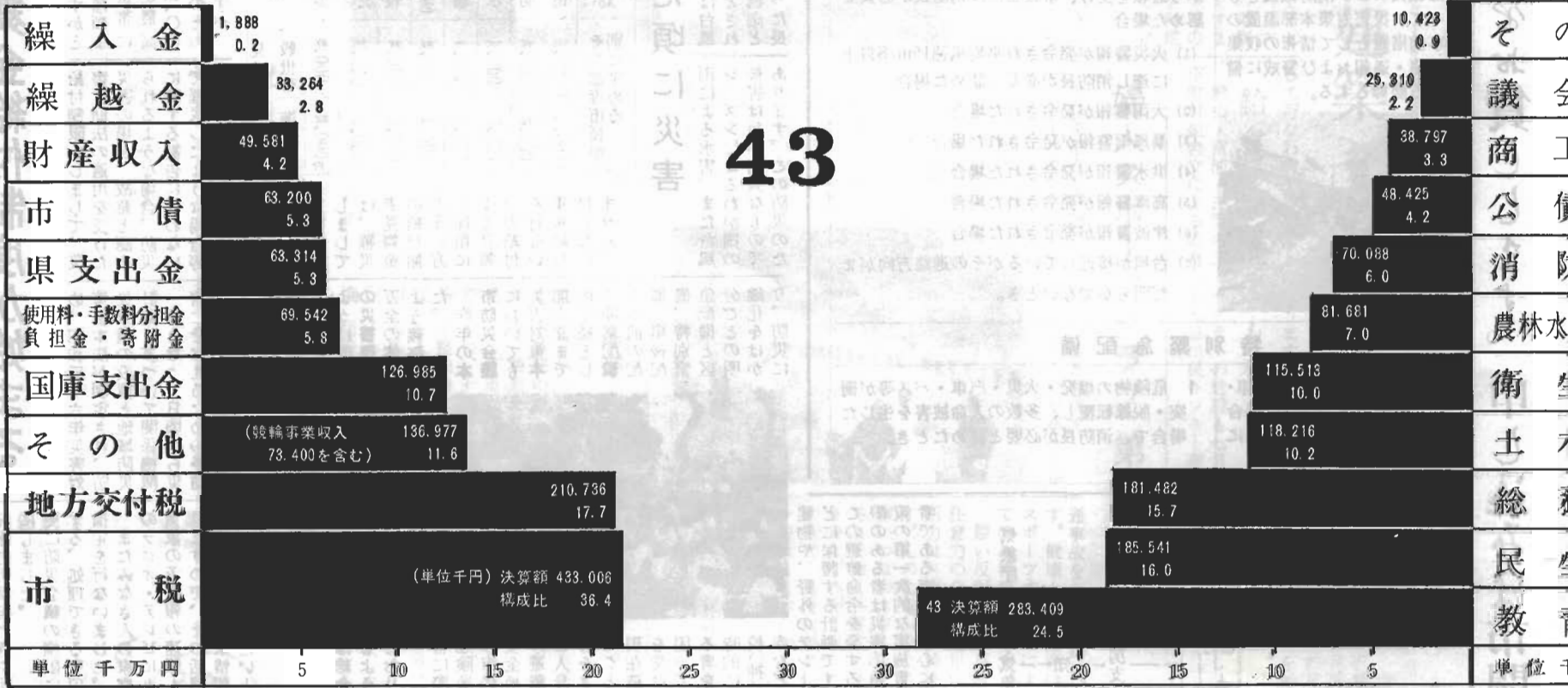
43年度下半期財

会計別	昭43決算額	昭43当初	昭44当初	比較	
一般会計	1,188,493,436 1,158,884,857	1,060,748,000	1,405,266,000	344,518,000	
国民健康保険会計	281,708,616 273,885,701	277,053,000	313,242,000	36,189,000	
と畜場会計	5,461,484 4,921,219	5,121,000	5,312,000	191,000	
休養施設会計	30,065,922 28,957,423	29,400,000	33,174,000	3,774,000	
館山ユース・ホテル会計	6,928,245 6,401,896	5,114,000	5,664,000	552,000	
簡易水道会計	16,039,196 15,158,385	15,297,000	21,083,000	5,786,000	
南部簡易水道会計	90,454,139 90,454,139	77,306,000		△77,306,000	
計	才入	1,619,151,038	1,470,039,000	1,783,743,000	313,704,000
	才出	1,578,663,620			
	差引	40,487,418			



館山市告示第66号
地方自治法第243条の3第1
の作成及び公表に関する条例
月1日から昭和44年5月末日
ここに公表します。

館山

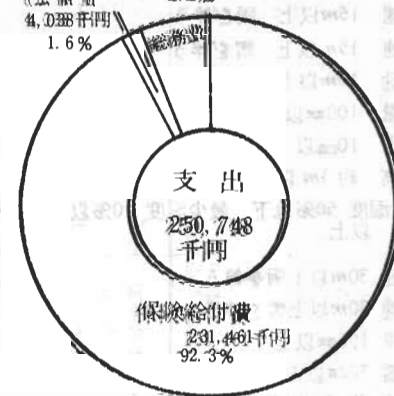


43

性質別	金額 (千円)	構成比 (%)
人件費	2,233,000	35%
建設事業費	3,260,860,000	28%
物件費	1,311,886,000	11%
扶助費	1,300,858,000	11%
補助費	777,081,000	7%
公債費	483,933,000	4%
その他	38,984,000	4%

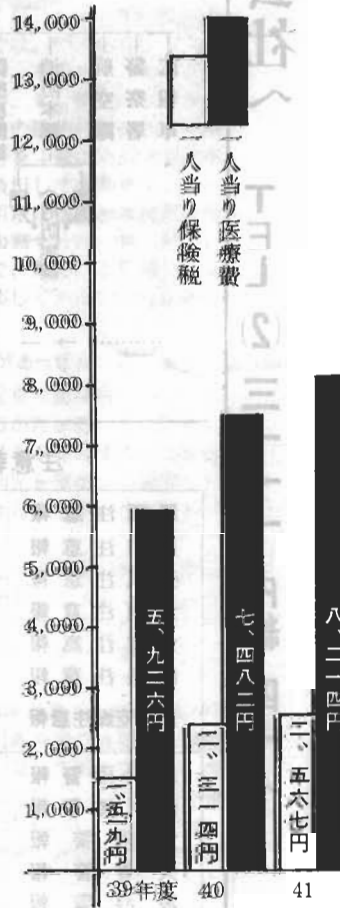


43年度 保険財政のようす



主な建設事業	千円
青年館建設事業	7,210
純真保育園改築事業	3,080
小規模草地改良事業	8,905
山本農道改良工事	5,833
漁港建設負担金	5,008
構造改善対策事業	13,575
城山公園駐車場建設事業	11,970
道路橋梁新設改良事業	28,239
都市計画街路事業	10,815
くじゃく園整備事業	14,677
消防施設整備事業	7,489
房南中学校建設事業	67,402
市民センター建設費	67,380
市営プール管理室等建設事業	7,497
水道建設費補助金	30,000

1人当りに



9月1日 防災の日 備えあれば憂いなし

災害等罹災者見舞金給付制度が始まる

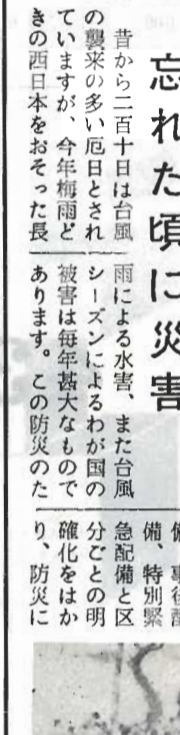
この七月三十日招集の本市第三回臨時市議会において、館山市災害等罹災者見舞金給付条例が満場一致で原案通り可決され、公布の日(八月一日)から施行されました。この制度は市民が(住民基本台帳に記録されている者および外国人登録法により登録されている外国人)災害等(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常突発的な自然現象、ひょう、落雷、地盤沈下、地すべり、竜巻、火災、爆発等)により生じた被害、交通事故、ヘリ、飛行機墜落による被害、列車転覆による被害、自動車飛びこみによる被害、その他市長が災害と認める災害により罹災された場合に罹災者見舞金を給付し、罹災された方々に一日も早く更生していただく意欲を助長したいという意図から樹立されたものです。どんな

基準で給付されますかと、いいますと、災害の種類により一般世帯、準世帯に分類され、最高五、〇〇〇円から二、〇〇〇円の中、別表一のとおり定められています。また同一分類内での重複災害に発生した災害に對しては、罹災者見舞金の給付額を、罹災者の見舞金の種類に よる見舞金の給付を行ない、重複給付は行ないません。

分類	災害の種類	見舞金額
1	住家の全焼	五、〇〇〇円
	住家の半焼	三、〇〇〇円
2	住家の全損(倒壊)	三、〇〇〇円
	住家の半損	二、〇〇〇円
3	住家の床上浸水	一、〇〇〇円
	死亡・行方不明	一、〇〇〇円
4	負傷	五、〇〇〇円
	市長が災害等に準ずるものと認められたもの	三、〇〇〇円

忘れた頃に災害
昔から二十日は台風の襲来が多い厄日とされていますが、今年梅雨どきの西日本をおそった長雨による水害、また台風シーズンによるわが国の被害は毎年甚大なものであります。この防災のた

め、昭和三十六年災害対策基本法が制定され、防災会議の設置と地域防災計画に基づいて関係機関一体となって日頃から災害にそなえるための予防計画、災害が発生したときの拡大を防ぐための応急対策計画、被災した施設等を原形回復にあわせて再発防止を図るなどにより改良新設するなどの災害復興計画を講じ、万全の体制を築きあげよう義務づけられました。昨年の本市防災会議においても災害対策本部設置までの手続として非常配備を事前の配備、事後配備、特別緊急配備と区分ごとの明確化をはかり、防災に



被害を受けた地域

非常配備は……このように

注意配備

配備内容	配備時期
消防職員をもって、災害対策本部設置前の事前対策としての情報の収集・報告・連絡・通報及び警戒等の諸活動が円滑に行ない得る態勢とする。	次の注意報の1以上が県下に発表され、県知事から通報を受け市長または消防長が必要と認めた場合 (1) 風雨注意報 (2) 大雨注意報 (3) 洪水注意報 (4) 強風注意報 (5) 津波注意報 (6) 高潮注意報

警戒配備

配備内容	配備時期
上記の配備を強化し、本部職員および消防職員をもって、災害対策本部設置の事前措置として情報の収集・連絡・通報および警戒に備える態勢とする。	次の警報の1以上が県下に発生され県知事から通報を受け、市長または消防長が必要と認めた場合 (1) 火災警報が発令され平均風速15m/S以上に達し消防長が必要と認めた場合 (2) 大雨警報が発令された場合 (3) 暴風雨警報が発令された場合 (4) 洪水警報が発令された場合 (5) 高潮警報が発令された場合 (6) 津波警報が発令された場合 (7) 台風が接近しているがその進路方向がまだ明らかでないとき。



特別緊急配備

危険物の爆発・火災・電車・バス等の交通事故等の場合救助・救急輸送等が円滑に行ない得る態勢をとる。	1 危険物の爆発・火災・自動車・バス等が衝突・脱線転覆し、多数の人命被害を生じた場合で、消防長が必要と認めたとき。
--	---



関する七十数種類におよぶ報告など系統、被害状況報告所担当課を明確にし、処理できる事項の指定を行ないました。またみなさんの家庭でのラジオ・テレビによる気象の予報の速報もありますので、その活用を奨励しつねに気象情報を知っていただきたいと存じます。

方法	種別	余韻防止付サイレン
火災信号	近火信号(署から800m以内)	約3秒 約2秒
	出場信号(署・所・団、出勤区域内)	約5秒 約6秒
	応援信号(応援出動のとき)	
	報知信号(区域外の火災を認知)	
山林火災信号	出場信号	約10秒
	応援信号	同上
火災警報	火災警報発令信号	約30秒 約6秒
	火災警報解除信号	約10秒 約3秒 約1分
演習召集信号	演習召集信号	約15秒 約6秒

取扱区分	警報文
津波なし(津波が来襲するおそれはない旨の通報)	ツナミナシ
津波おそれ(現在までの資料では大きき予想はできないが津波が来襲するおそれがある旨の警報)	ツナミオソレ
弱い津波(高さ3米~4米に達する小津波のおそれ)	ヨワイツナミ
大津波(高さ5米~6米に達する大津波が来襲し重大な災害発生のおそれ)	オオツナミ
津波解除(津波警報を解除する旨の通報)	ツナミカイジヨ

注意報警報の種類と発表基準 (館山測候所)	
風雨注意報	風速 15m以上 雨を伴う
風雪注意報	風速 15m以上 雪を伴う
強風注意報	風速 15m以上
大雨注意報	雨量 100mm以上
大雪注意報	積雪 10cm以上
波浪注意報	波高 約3m以上
異状乾燥注意報	実効湿度 50%以下 最少温度 40%以下 最大風速 約8以上
暴風雨警報	風速 30m以上雨を伴う
暴風雪警報	風速 30m以上雪を伴う
大雨警報	雨量 150mm以上
大雪警報	積雪 30cm以上
波浪警報	波高 約5m以上



ブルドローザをお貸しします。申し込み込みは市開発公社へ TEL(2)三一三一一内線四七へ